

大和市監査委員告示第12号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第9項の規定により、監査の結果を次のとおり公表する。

令和6年4月30日

大和市監査委員 佐藤光徳
大和市監査委員 古木邦明

- | | |
|----------|---|
| 1 監査等の種類 | 地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査 |
| 2 監査対象 | 市長室 |
| 3 監査対象期間 | 令和5年4月～令和6年3月 |
| 4 監査年月日 | 令和6年4月30日 |
| 5 監査の方法 | この監査は、大和市監査基準に従い、市長室（秘書総務課、危機管理課）において、次に掲げる事務を対象とし、財務に関する事務等が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかを主眼として、抽出により実施した。
(1) 予算執行に関する事務
(2) 収入調定に関する事務
(3) 契約に関する事務
(4) 財産管理に関する事務
(5) 補助金交付に関する事務
(6) 備品管理に関する事務
(7) 会計年度任用職員の報酬支払に関する事務
(8) 非常勤特別職職員の報酬支払に関する事務
(9) 交際費の経理に関する事務
(10) 来庁者への記念品に関する事務 |
| 6 主な着眼点 | ・予算執行が適正かつ効率的に行われているか
・収入調定の時期及び金額は適正か
・契約の内容は適切か。記載どおり履行されているか
・補助金の交付時期、金額、実績報告等は適正か
・事務の執行は、法令等に従って適正に行われているか |

- ・前回の監査における指導事項が改善されているか

7 監査結果 財務に関する事務等の執行は、おおむね適正に執行されているものと認められた。

なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、口頭により指導を行った。